



令和9年度

保育所等利用のご案内

令和9年4月～令和10年3月入所



※ ご案内には、保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用に関する手続きについて、重要なことを記載しています。必ず、すべてお読みいただいた上で、必要な手続きを行ってください。

【申込みに関するお問い合わせ先】

本庁健康福祉部	保育こども園課	保育運営担当	059-229-3167
久居総合支所	福祉課	こども家庭担当	059-255-8831
河芸総合支所	市民福祉課	福祉担当	059-244-1703
芸濃総合支所	市民福祉課	福祉担当	059-266-2515
美里総合支所	市民福祉課	福祉担当	059-279-8116
安濃総合支所	市民福祉課	福祉担当	059-268-5516
香良洲総合支所	市民福祉課	福祉担当	059-292-4302
一志総合支所	市民福祉課	福祉担当	059-293-3003
白山総合支所	市民福祉課	福祉担当	059-262-7015
美杉総合支所	市民福祉課	福祉担当	059-272-8084

【受付時間】

8時45分～16時00分（土・日・祝休日・年末年始は除く）



津市



◆ 令和9年4月利用申込み受付期間

1次受付	令和8年10月1日（木）～ 令和8年10月30日（金）
2次受付	令和9年 2月1日（月）～ 令和9年 2月12日（金）

◆ 各月の1日利用申込み締切日

利用開始月	申込み締切日	利用開始月	申込み締切日
令和9年5月	令和9年4月9日(金)	令和9年11月	令和9年10月8日(金)
令和9年6月	令和9年5月10日(月)	令和9年12月	令和9年11月10日(水)
令和9年7月	令和9年6月10日(木)	令和10年1月	令和9年12月10日(金)
令和9年8月	令和9年7月9日(金)	令和10年2月	令和10年1月7日(金)
令和9年9月	令和9年8月10日(火)	令和10年3月	令和10年2月10日(木)
令和9年10月	令和9年9月10日(金)		

※育児休業から復帰（就労）予定で申込みの方は、利用開始月の21日までに復帰が必要です。
（4月1日利用開始の場合のみ、5月1日までに育児休業からの復帰（就労）が必要）

◆ 15日利用申込みについて

育児休業から復帰（就労）による申込みの方で、利用開始月の22日～翌月の7日までが復帰（就労）予定日の場合、15日利用申込みが可能です。

締切日は利用開始日の前月末になります。（月末日が土日・祝休日の場合は前日の平日まで）
（例）

育休復帰予定日	利用開始日	申込み締切日
令和9年5月28日（金）	令和9年5月15日（土）	令和9年4月30日（金）

※育児休業から復帰（就労）予定で申込みの方は、利用開始翌月の7日までに復帰が必要です。

◆ 令和9年度のクラス年齢表

令和9年4月1日現在の年齢でクラスが決まります。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

（0歳児のお子さんについては、生後57日を経過したお子さんからお預かりが可能です。）

クラス	生年月日
0歳児	令和8年4月2日～
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日生
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日生
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日生
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生

◆目次◆

1	保育所とは・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	認定こども園とは・・・・・・・・・・・・	P 1
3	地域型保育事業とは・・・・・・・・・・・・	P 1
4	教育・保育給付認定について・・・・・・・・	P 1～2
5	保育の必要量・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
6	利用申込みについて・・・・・・・・・・・・	P 3
7	利用までのスケジュール・・・・・・・・・・・・	P 4
8	利用申込みに必要な書類・・・・・・・・	P 5～7
9	利用面接（利用希望等聞き取り）について・・・	P 7
10	利用後の諸注意について・・・・・・・・・・・・	P 7～8
11	利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・	P 9～10
12	休日保育について・・・・・・・・・・・・	P 11
13	広域利用について・・・・・・・・・・・・	P 11
14	食事などについて・・・・・・・・・・・・	P 12
15	障がい児保育について・・・・・・・・・・・・	P 12
16	一時預かりについて・・・・・・・・・・・・	P 13
17	病児・病後児保育について・・・・・・・・	P 14
18	保育所等施設一覧・・・・・・・・・・・・	P 15～18
19	よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・	P 18～20
20	申請書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	P 21～24

1 保育所とは

保護者の就労や病気などの理由によって、保育を必要とする小学校就学前のこどもを保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。したがって、「小学校入学準備のため」、「集団生活を体験させるため」、「下の子の育児に手がかかるため」などの理由では入所できません。

2 認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保護者の就労状況が変わり、保育を必要としなくなった場合なども、3歳児以上であれば、通い慣れた園を継続して利用できます。幼稚園部分（1号認定）については、直接各施設へお問い合わせください。

3 地域型保育事業とは

少人数の単位で、0～2歳のこどもを預かる事業です。地域の様々な状況に合わせた保育の場を提供します。3歳児以上で保育が必要な場合は、連携施設などを利用して継続して保育を受けることができます。津市内には、小規模保育事業、事業所内保育事業があります。

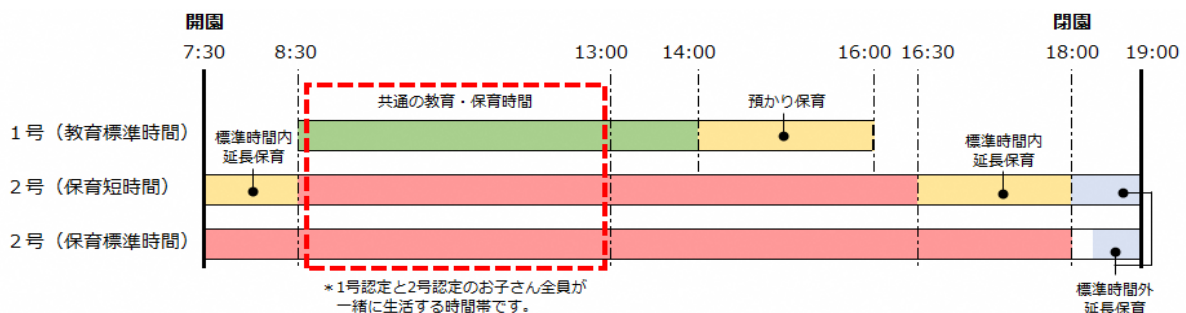
4 教育・保育給付認定について

保育所等の利用を希望される場合に、書類審査と面接などによる保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受けていただく必要があります、以下の表における2号又は3号認定を受けたこどもが保育所等を利用できます。

教育・保育給付認定後、保育の必要性の高い人からご利用いただくための調整（利用調整）を経て、利用開始となります。（教育・保育給付認定を受けても、施設の定員の都合上、希望する保育所等を利用できない場合があります。）

認定区分	対象者	保育の必要性	教育・保育の必要量	利用時間	利用できる施設
1号認定	満3歳～就学前（2号認定を除く）	なし	教育標準時間	最長4時間	市立幼稚園、新制度移行済の私立幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳～就学前	あり	保育短時間	最長8時間	保育所、認定こども園
			保育標準時間	最長11時間	
3号認定	満3歳未満		保育短時間	最長8時間	保育所、認定こども園
			保育標準時間	最長11時間	地域型保育事業

※認定こども園での1日の生活のイメージ図（1号と2号の違い。園により開所時間は異なります。）



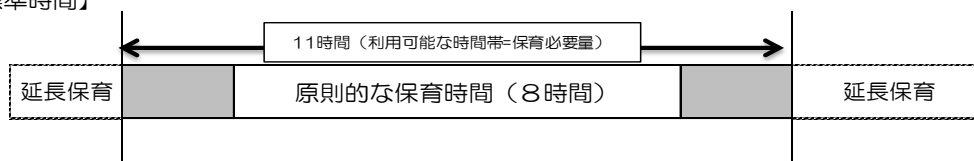
【教育・保育給付認定を受けるための要件等について】

認定を受ける事由（２号・３号認定）		認定時間と条件		教育・保育給付認定期間（最長） （保育所等を利用できる期間とは異なります。）
		標準時間	短時間	
就労	保護者がフルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的にすべての就労のうち、常に月 60 時間以上労働していること	○ 月 120 時間以上の就労	○ 月 60 時間以上 120 時間未満の就労	【２号認定】 小学校就学前まで 【３号認定】 満 3 歳となる誕生日の前々日まで
妊娠・出産	母親が出産前後のため（出産予定日の前後 2 ヶ月程度）	○	希望により短時間も可能	出産予定日の 57 日前の日の属する月の初日から出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
保護者の疾病・障がい	保護者が病気、負傷または心身に障がいがあるため	○	希望により短時間も可能	【２号認定】 小学校就学前まで
同居親族等の介護・看護	こどもの家庭に長期にわたる病人や心身に障がいがある人がいて、常時介護または看護にあたっているため	○ 月 120 時間以上の介護・看護	○ 月 120 時間未満の介護・看護	【３号認定】 満 3 歳となる誕生日の前々日まで
災害復旧	災害復旧にあたっているため	○	希望により短時間も可能	
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っているため	×	○	教育・保育給付認定開始日又は保育所等利用開始日から 90 日を経過する日が属する月の末日まで
就学	大学、職業訓練校、専門学校等に通学しているため（趣味の講座、カルチャースクール等は認められません）	○ 月 120 時間以上の就学	○ 月 120 時間未満の就学	通学期間
社会的養護	虐待やDVのおそれがあるため	○	希望により短時間も可能	【２号認定】 小学校就学前まで 【３号認定】 満 3 歳となる誕生日の前々日まで
育児休業	育児休業を取得する年度に、こどもが既に保育所等を利用している場合	×	○	育児休業期間
その他	上記に類する状態として津市が認める場合	○	○	必要な期間

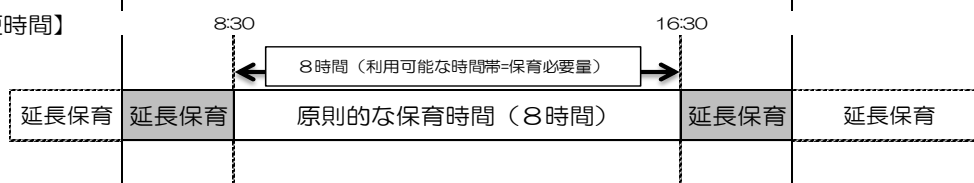
5 保育の必要量

教育・保育給付認定を受ける事由により「保育標準時間（最長 11 時間）」と「保育短時間（最長 8 時間）」に区分されます。また、保育標準時間、延長保育時間については、施設により異なります。

【保育標準時間】



【保育短時間】



6 利用申込みについて

(1) 受入年齢

受入年齢は生後 57 日目からです。出生届を出してから、申込みの手続きができます。

(2) 保育の実施年齢

令和9年度については次のとおりです。年度の途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。

クラス	生年月日
0 歳児	令和8年4月2日～
1 歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日生
2 歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日生
3 歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日生
4 歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生
5 歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生

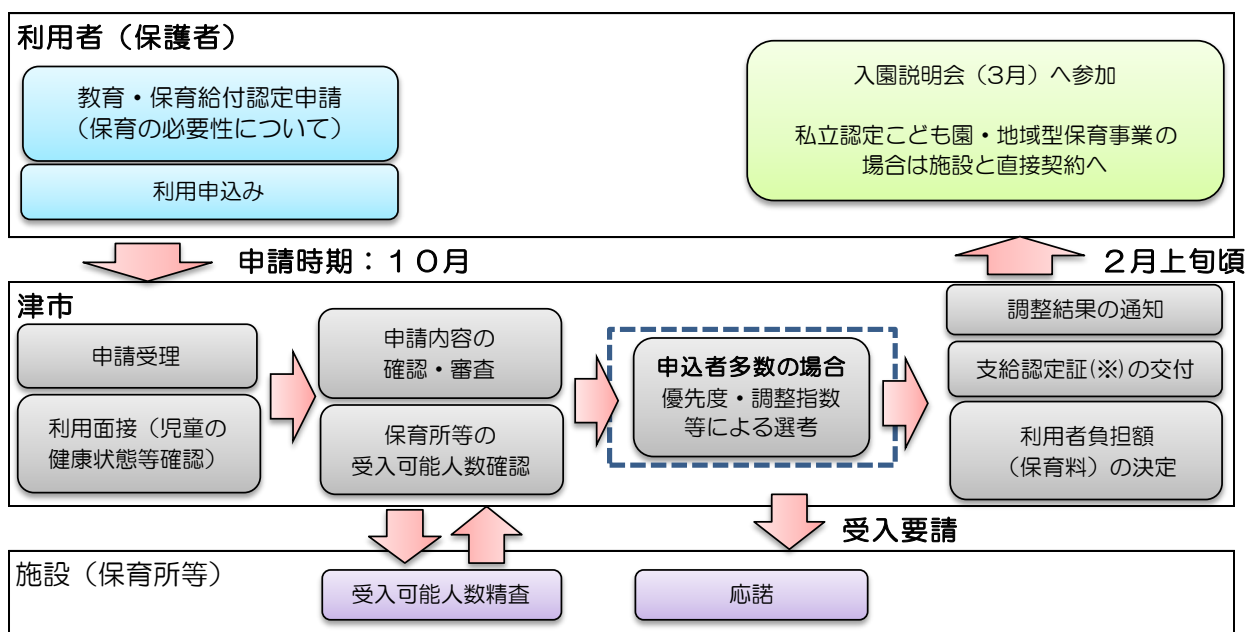
(3) 利用開始までの流れ

- ア 教育・保育給付認定申請と保育所等利用申込みに必要な書類を準備します。
- イ 必要書類を提出し、児童の様子（健康状態）の確認のため、利用面接を受けます。
- ウ 市が保育の必要性の高い人から優先して利用できるよう利用調整を行います。
- エ 市から利用調整の結果をお知らせします。
- オ 利用調整ができた場合、利用開始にあたり必要な準備について保育所等に確認の上、保育所等との手続きを行い、利用を開始します。

◆利用開始までの流れ（4月1日より利用希望の場合）

※津市に転入予定の方は、4月1日（利用開始日）までに津市に住民登録が必要です。

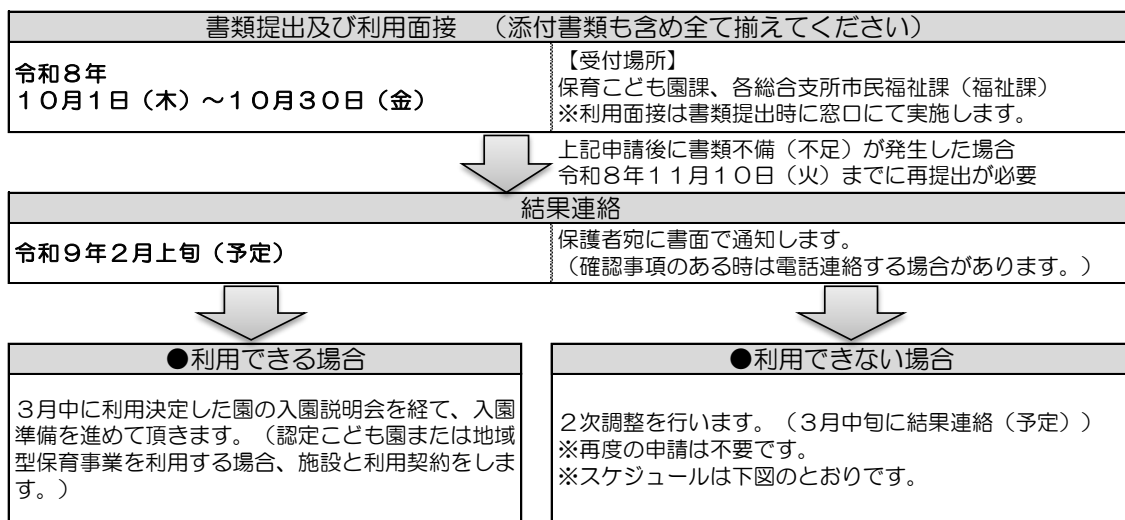
（津市に住民登録がない場合、内定取り消しとなります。）



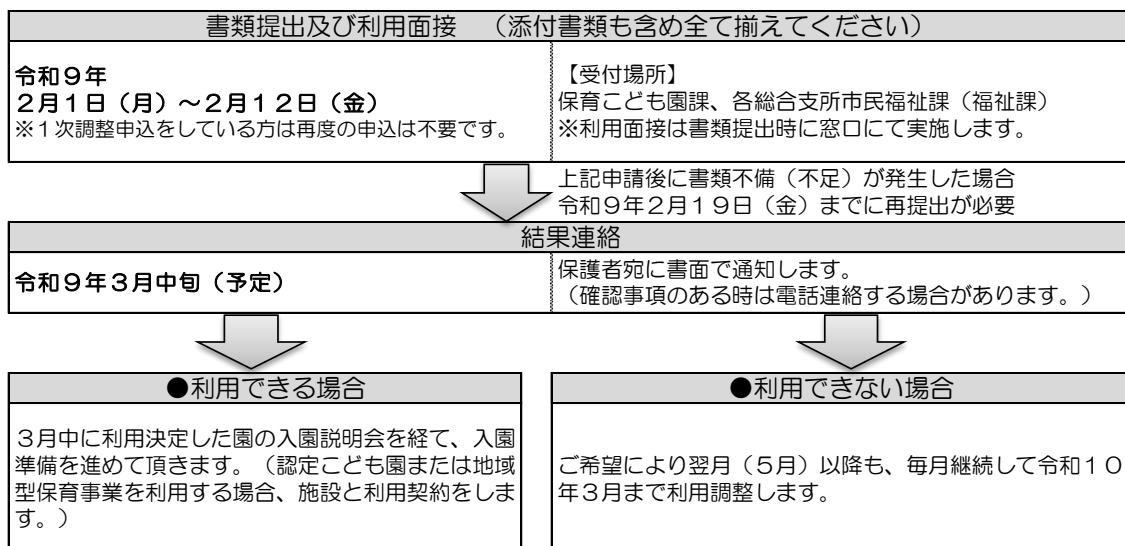
※支給認定証の交付については、調整に時間を要するため、3月末の通知となります。ご了承ください。

7 利用までのスケジュール

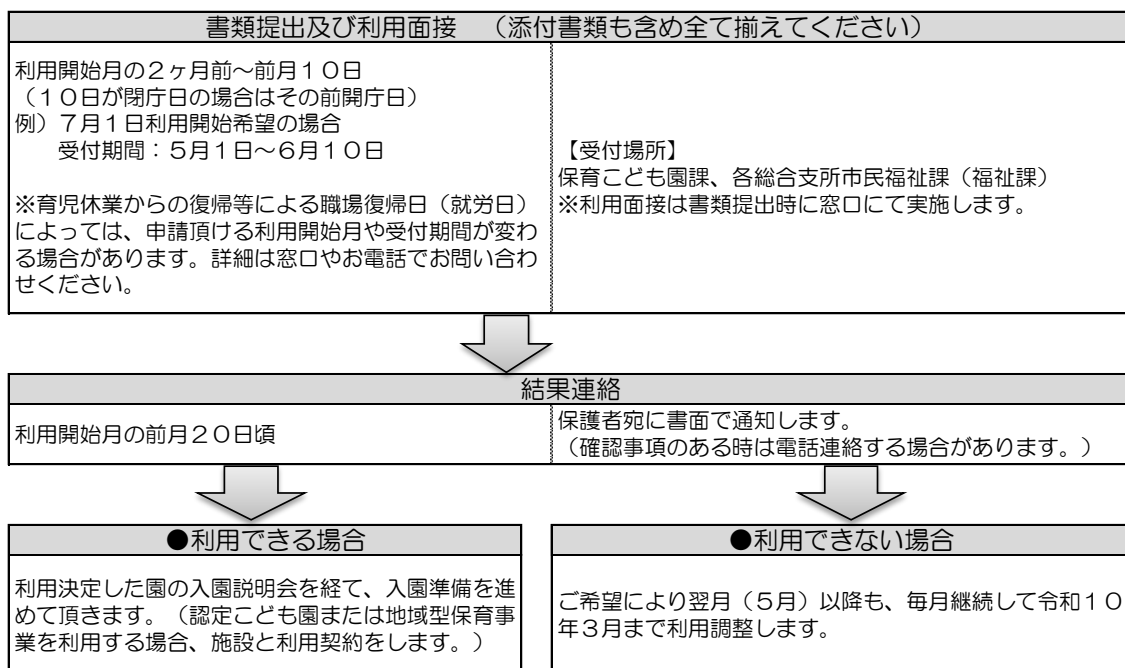
(1) 令和9年4月1日に利用開始を希望する場合（1次調整申込）



(2) 令和9年4月1日に利用開始を希望する場合（2次調整申込）



(3) 令和9年5月1日以降の利用開始を希望する場合



8 利用申込みに必要な書類

(1) 申込みに必要な申請書等

- ア 子どものための教育・保育給付認定申請書（教育・保育給付認定申請）
（こども 1 人につき 1 枚必要です。）
- イ 保育所等利用申込書（同時申込みの兄弟姉妹をまとめて記入できます。）
- ウ 保育所等利用申込書 続紙（同時申込みの兄弟姉妹をまとめて記入できます。）
- エ 児童の健康状態確認書（こども 1 人につき 1 枚必要です。）
- オ 重要事項確認票

(2) マイナンバー（個人番号）及び本人確認ができるもの

利用申込みするこども及びその保護者（父母）のマイナンバーカードまたはマイナンバー入りの住民票写しと、面接に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証等）をお持ちください。

- ※ 税情報をマイナンバー（個人番号）で照会させていただきますが、必要に応じ所得課税証明書の提出をお願いする場合があります。
- ※ 通知カードは氏名、住所等の記載事項が最新の情報でない場合、マイナンバー（個人番号）を確認する書類として使用できません。
- ※ 個人番号通知書はマイナンバー（個人番号）を証明する書類として使用できません。

(3) 保育が必要な状況を証明する書類（原則として父母それぞれの書類）

（同時申込みの兄弟姉妹がいる場合は、父母 1 通ずつで構いません。）

保護者の状況	提出書類	注意事項
会社などに勤務している場合 （会社員・パート・アルバイト・派遣社員などの方） ※法人の代表者もこちらの用紙です。	☐ 就労証明書 （雇用主等による証明が必要です）	※月 60 時間以上の就労が証明されない場合は、求職扱いとなります。 ※産休明け・育休明けの場合は、職場復帰日の記入が必要です。 ※育児休業から復帰（就労）をする方は「復職に関する申立書」の提出が必要です。
自営業の場合（個人事業主の方）	☐ 就労申告書	※直近の確定申告書の控えの写しの提出が必要です。 ※確定申告書の控えの写しが提出できない場合は、開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書等を提出してください。
内職の場合	☐ 就労申告書 （内職業者からの証明が必要です）	
農業の場合	☐ 就労申告書 ☐ 水稲共済細目書異動申告書の控え（写） または、耕作状況証明書 ☐ 賃借契約書の写し （耕作地を賃借している場合）	※家庭菜園や自家消費分の耕作のみの場合は、認められません。
妊娠・出産の場合	☐ 妊産婦医療費受給資格者証の写し または、出産予定日の分かる書類 （例：母子健康手帳の写し等）	

保護者の状況	提出書類	注意事項
保護者が疾病・障がいの場合	☐ 意見書	
同居の親族の介護・看護をする場合	☐ 意見書（要介護者・要看護者のもの） ☐ 介護・看護・付添状況申立書	
災害等で罹災した自宅等の復旧活動を行う場合	☐ り災証明書 ☐ 申立書	
求職活動を継続的に行っている（起業準備を含む）	☐ 求職中の保育の必要性の認定に係る誓約書	※求職中で利用した場合は、利用後 90 日以内に必ず月 60 時間以上、就労をしていただく必要があります。
大学、職業訓練校、専門学校などに通学している場合	☐ 在学（在籍）証明書の原本（受講期間が明記されたもの） ☐ 受講状況がわかるカリキュラム表の写し ☐ 合格通知（これから就学される方） ☐ 就学状況申立書	※趣味の講座、カルチャースクールなどは認められません。
社会的養護	☐ 公的機関が発行する証明書	※こども家庭センター・児童相談所等へご相談いただいた後の申込みになります。

(4) 児童や家庭の状況に関する書類（該当する人のみ）

児童・家庭の状況	提出書類
母子家庭または父子家庭の場合 （婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を除く。）	・ひとり親世帯該当届出書 ・戸籍謄本、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給者証のいずれか
こども本人または同居者が身体障害者手帳等の交付を受けている場合（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金証書）	・在宅障害児（者）のいる世帯該当申立書 ・こども本人または同居者の手帳等の写し
就学前の兄弟姉妹が次の施設を利用している場合 （私立幼稚園、附属幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設）	・保育を必要としない児童の状況調査票 ・在籍証明書（保育所等を利用する年度の 4 月 1 日以降に取得してください。市内の公立幼稚園認定こども園、新制度移行済の私立幼稚園の利用の場合は不要）
生活保護受給世帯	・生活保護受給証明書
育児休業明けの就労	・復職に関する申立書 ・育児休業給付金決定通知書の写し又は育児休業の取得が確認できる辞令等の写し
利用申込みするこどもが食物アレルギーを持っている場合 （給食から特定の食物を除去する場合に必要です。）	・食物アレルギーに関する集団生活管理指導票 ・除去依頼書兼同意書（保護者記入） ・除去程度表（保護者記入）

児童・家庭の状況	提出書類
就学前の兄弟姉妹がおり家庭で保育している場合	・ 保育を必要としない児童の状況調査票
津市の認可保育施設へ保育士等で就労（予定）の場合	・ 保育士等優先入所に関する誓約書

【備考 ～利用申込みに必要な書類に関して～】

- ※ こどもの両親以外の同居者についても、必要に応じて上記書類を提出いただく場合があります。
- ※ 就労状況確認のため、津市役所から職場などに電話確認することがあります。
- ※ 書類提出後、内容等に変更があった場合は、速やかに変更後の書類を提出してください。
（詳細は8ページをご覧ください。）
- ※ 必要な書類については、津市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

検索⇒



津市公式ウェブサイト

9 利用面接（利用希望等聞き取り）について

面接は申請書類を提出頂いた際に窓口にて行います。

利用面接は、申請内容や申込みをされるお子さまの健康状態等の確認を目的に実施しております。お子さまと一緒にお願いします。（0歳児の場合は保護者のみでも結構です。）

- ※ 利用面接は、利用申込みの手続きをする上で、必ず必要になります。

10 利用後の諸注意について

(1) 利用終了について

次の場合は利用終了となりますので、保育所利用終了届と教育・保育給付認定の変更認定申請書（理由欄：利用終了）を提出してください。

ア 利用開始日に津市に住民登録していない場合

（転入予定の方は、利用開始日までに津市に住民登録をしてください。）

イ 転出等により、津市民でなくなった場合

ウ 教育・保育給付認定期間が満了した場合

エ 申込み又は継続時の提出書類に虚偽があり、教育・保育給付認定が取消しになった場合

- ※ 月の途中で利用終了した場合は、利用者負担額は日割で計算します。

- ※ 2か月以上、長期にわたって登園しない場合は利用を解除する場合があります。

（市外への里帰り出産を理由に長期欠席をする場合を除く）

(2) 求職活動で申し込んだ方

3か月以内に教育・保育給付認定を就労に変更するための書類の提出がなく、他の教育・保育給付認定理由もない場合は、教育・保育給付認定期間満了で利用終了となります。

(3) 就労予定又は産休・育児休業明けの就労で申し込んだ方

「復職に関する申立書」に記入頂いた就労開始日に就労（職場復帰）していないことが判明

した場合、利用の決定を取り消すことがあります。（1日から利用開始する場合は、利用開始月の21日まで（4月1日利用開始の場合のみ5月1日まで）に職場復帰が必要です。）

※15日利用開始の場合、翌月7日までに職場復帰（就労）が必要です。

また、以下に該当する場合も利用の決定を取り消すことがあります。

- ・元の勤務先に復職せず転職・退職した場合
- ・就労証明書に記載された就労条件に対し、勤務日数の短縮あるいは1日6時間未満の勤務時間で復職した場合

(4) 就労状況等に変更があった場合

認定は月単位で行います。月の途中で認定変更することはできませんので、教育・保育給付認定の変更認定申請書等の提出書類は当月初日（当月初日が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日にあたる場合はその直前の平日）までに提出してください。

変更内容	提出書類等
保護者の職場変更	・教育・保育給付認定の変更認定申請書（標準・短時間に変更がある場合のみ） ・変更後の就労証明書 ※常に月60時間以上の就労がない場合は、就労で認定できません。
保護者が仕事を辞め、求職活動をする場合	・教育・保育給付認定の変更認定申請書（求職へ変更。短時間になります。） ・求職中の保育の必要性の認定に係る誓約書 ※求職の教育・保育給付認定期間内（3か月以内）に就労を開始し、再度、教育・保育給付認定の変更認定申請書（就労へ変更）と就労証明書を提出してください。提出がない場合は、教育・保育給付認定期間満了で利用終了となります。
家庭状況が変わった場合 （同居、別居、市内転居、 出産、結婚、離婚等）	・教育・保育給付認定の申請内容変更届出書 ※新たに教育・保育給付認定を受ける事由を証明する書類や税書類の提出が必要になる場合があります。
第2子以降を妊娠した場合	・教育・保育給付認定の変更認定申請書（妊娠・出産へ変更） ・妊産婦医療費受給資格者証の写し（又は出産予定日の分かる書類） ※在園中の児童については、出産後約2か月で「妊娠・出産」による教育・保育給付認定期間が満了になります。育児休業を取得せず、仕事にも復帰しない場合は教育・保育給付認定期間満了で利用終了になります。
出産後、育児休業を取得する場合	・教育・保育給付認定の変更認定申請書（育児休業へ変更。短時間になります。） ・教育・保育給付認定の申請内容変更届出書（世帯構成の増） ・就労証明書（必ず、復帰予定日の記入もしてください。） ・育児休業中における保育所等利用申立書（育休証明書類添付） ・保育を必要としない児童の状況調査票
教育・保育給付認定を受ける事由（保育を必要とする事由）の変更	・教育・保育給付認定の変更認定申請書 ・保育が必要な状況を証明する書類（5ページ参照）
津市から転出するとき	・保育所利用終了届（公立こども園の場合は「退園届」） ・教育・保育給付認定の変更認定申請書（利用終了に○をしてください。） ※支給認定証の返還が必要です。

11 利用者負担額（保育料）について

(1) 利用者負担額の決定方法

幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上のすべてのこどもと0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯のこどもの利用者負担額は無償となりました。

それ以外のこどもの利用者負担額は、保護者（原則として父母）の市区町村民税所得割額の合計額で決定します。

令和9年4月～8月の利用者負担額は、令和8年度市区町村民税所得割額、令和9年9月～翌年3月の利用者負担額は令和9年度市区町村民税所得割額により、階層区分を決定します。そのため、年度の途中で利用者負担額が変更になる場合があります。また、修正申告等による税額や、家族構成の変更により、利用者負担額についても変更になる場合がありますので、保育こども園課までご連絡ください。

（保育所利用月）

令和9年									令和10年		
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
令和8年度 市区町村民税所得割額で算定					令和9年度 市区町村民税所得割額で算定						

※ ただし、父母の収入が少なく同居の祖父母が生計中心者である場合や祖父母の経営する事業に父母が従事（専従）している場合は、祖父母も算定対象に含めることがあります。なお、同一敷地内に居住している場合は、父母と祖父母の世帯が別であっても、原則算定の対象となります。

※ 利用者負担額算定の根拠となる市区町村民税について、次の税額控除は適用されません。

住宅借入金等特別税額控除額、配当控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、外国税額控除、寄附金税額控除等（ふるさと納税によるものを含む）

※ 市区町村民税の変更等により、年度中遡及して軽減措置の適用がなくなる場合があります。逆に、現時点で所得割額が基準を超えている場合でも、今後の市区町村民税の変更等により該当になる場合がありますが、書類が未提出の場合は軽減措置の適用ができませんのでご注意ください。

(2) 利用者負担額の支払方法

利用者負担額は、津市から決定通知によりお知らせします。支払方法は次のとおりです。

ア 保育所、公立認定こども園利用の場合 納付先：津市

原則として口座振替による納付をお願いしています。津市所定の申込用紙に記入・押印のうえ、振替を指定する口座の金融機関窓口へご提出ください。ただし、口座振替にご利用いただける金融機関は、津市指定の金融機関に限ります。振替は、依頼された月の翌月からになりますので、手続きが完了するまでは納付書にてお支払いください。

口座振替日・・・毎月の末日（12月のみ25日。また月末が休業日の場合は翌営業日）

なお、口座振替をご希望されない場合は、納付書を毎月郵送いたしますので、毎月末日までに指定の金融機関窓口または保育所等へお支払いください。

イ 私立認定こども園、地域型保育事業利用の場合 納付先：利用している施設

利用者と施設との直接契約による利用となりますので、利用者は利用者負担額を直接施設に支払うことになります。納付方法や納付期限は、利用する施設にご確認ください。

(3) 利用者負担額の軽減について

利用者負担額を軽減するため、多子世帯やひとり親等の世帯について、利用者負担額の軽減措置が適用されます。ただし、書類不備や市区町村民税が基準を超えている場合は適用になりません。

ア 兄弟姉妹がいる場合

同一世帯に2名以上の小学校就学前の児童がおり、保育所等又は幼稚園（認定こども園1号認定、特別支援学校幼稚部などを含む）に在園している場合は、第1子の金額は全額、第2子は半額、第3子以降は無料になります。

さらに、父母の市区町村民税所得割額の合計額が57,700円未満の世帯については、年齢に関係なく最年長から順に第2子は半額、第3子以降は無料となります。

なお、この適用を受けるために申請は不要ですが、住所や世帯が異なるなど、住民票上で確認ができない兄弟姉妹がいる場合は、別途申請が必要です。

イ ひとり親世帯の場合

父もしくは母の市区町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、年齢に関係なく、最年長から順に第1子はひとり親世帯等の金額、第2子以降は無料となります。なお、この適用を受けるには、別途申請が必要です。

ただし、ひとり親世帯は、離婚し別居している場合であり、事実婚状態は除きます。

ウ 在宅障がい児（者）のいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳等を受けた人がいる世帯）

父母の市区町村民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯については、年齢に関係なく、最年長から順に第1子はひとり親世帯等の金額、第2子以降は無料となります。なお、この適用を受けるには、別途申請が必要です。

(4) 利用者負担額の滞納について

保育所等の運営には、こどもの健康と安全を守るため、給食費や人件費など多くの経費がかかっています。津市では、利用者負担額を、国が定める基準より低額に設定し、保護者の負担軽減を図っています。安全で充実した保育を実施していくためには、保護者から納付していただく利用者負担額が重要な財源であることから、利用者負担額の納付がない時は、税と同様に法律の規定に基づき滞納処分（勤務先に給与等の照会又は預貯金の照会をした上で、給与、預貯金、生命保険、不動産等の財産の差し押さえ）をすることになります。また、納期限後に納付する場合は、条例に基づく延滞金が加算される場合があります。

(5) 利用者負担額以外の経費

実費徴収として、保育所等の利用において通常必要とされる経費（制服代、教材費、2号認定こどもの給食費など）や上乗せ徴収として、保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価（教員配置の充実、平均的な水準を超えた施設整備など）の負担が必要になることがあります。金額や理由について事前に施設から説明を受け、同意の上お支払いいただきます。

12 休日保育について

保育所等の休日については、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、その他特に必要とする日となっています。

休日保育では、保育所等がお休みとなる日曜日と祝休日（12月29日～1月3日を除く）に、通常保育の一部として休日に保育を利用できるサービスです。

休日保育の利用は、事前の利用登録が必要であり、以下①、②の要件が必要です。

- ① 同居している保護者すべてが日曜日・祝日に就労していること（育児休業中の場合は利用できません。）

② 津市で2号・3号の教育・保育給付認定を受け、津市内の認可保育所等を利用していること

実施施設	はなこま保育園
実施日	日曜日及び祝休日 ※ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く
実施時間	午前8時30分から午後5時
利用料金	無料 ※ただし、原則として、月曜日から土曜日のうち保育所等を利用しない日（振替休日）を1日設けて頂きます。
利用方法	<u>事前に津市（保育こども園課、各総合支所市民福祉課（福祉課））への利用登録を行ったうえ、利用予約が必要です。</u>
注意事項	利用希望者が受け入れ可能人数を超えるなど、状況によっては利用できない場合があります。

13 広域利用について

津市に住民登録がある児童は、原則、津市内の保育所等の利用になりますが、以下の理由の何れか（下記①または②）に該当する場合、津市外の保育所等の申込みができる場合があります。（これを広域利用といいます。）

- ① 保護者の勤務先が市外にあり、勤務時間等の理由から津市内の保育所等の利用ができない（父母共に毎日の送迎ができない）ため、保護者の勤務先のある市区町村内の保育所等の利用を希望する場合
- ② 里帰り出産のため、市外の母親の実家等に帰省し、保育所の利用が必要な場合

上記の条件のいずれかに該当し、保育を必要とする要件を満たす場合に、希望する保育所等を管轄する市区町村へ津市から利用調整の依頼を行います。なお、広域利用の申込みをする場合は、市内の保育所等の利用が困難という大前提がありますので、津市の保育所等と市外の保育所等の両方を同時に申し込むことはできません。

また、広域利用により津市外の保育所等を利用した場合、広域利用の要件（上記の①または②）が無くなった場合、保育を必要とする要件を満たしていても継続して利用している保育所等の利用はできず退園となります。

※広域利用の申請締切日は、希望する保育所等を管轄する市区町村のルールに準じます。

希望する保育所等を管轄する市区町村の利用申込みの締切日を確認いただいたうえ、期日に余裕をもって津市へ申請してください。

14 食事などについて

いろいろな料理や旬の食材を取り入れた献立を、衛生面に気をつけて調理し、安心安全な給食を実施しています。



(1) 費用について

利用者負担額（保育料）に含まれる費用は、次のとおりです。

3歳未満児・・・昼食（主食及び副食）、午前おやつ、午後おやつ

※3歳以上児の昼食（主食及び副食）、午後のおやつは実費負担となります。

※離乳食については利用開始決定後に各保育所等にご相談ください。

※食物アレルギーを持っているお子さんについては、その内容について必ず申込み時（面接時）にお知らせください。食物アレルギーに関する書類を提出していただきます。

食物アレルギーの対応については、入園後、各施設で面談を行います。

(2) 副食費（食材料費）の免除について

ア 3歳以上児

市区町村民税所得割合算額 57,700 円未満世帯（ひとり親世帯等は 77,101 円未満）の全てのこども及び全所得階層の第 3 子以降のこどもについては、副食費（給食のおかず、おやつ）が免除されます。

イ 3歳未満児

利用者負担額が無償となる住民税非課税世帯の3歳未満児については、利用者負担額に含まれる給食費（主食及び副食費）も無償です。

15 障がい児保育について

保育所等での集団生活が可能な程度の障がいのあるこどもを、その障がいの様々な特性に十分配慮しながら、他のこどもとのふれあいの中で発達を支援し、保育しています。

集団生活の中でサポートを受けること（加配）を希望される場合（医療的なケアを必要とするこどもを含む）は、保育所等利用の申込みとは別に、加配制度の申込みが必要になりますので、保育こども園課 保育支援担当（059-229-3270）にご相談ください。

また、医療的なケアを必要とするこどもは、併せて保育こども園課が発行する「保育所等における医療的ケア児の受入れガイドライン」もご覧ください。

※加配を希望される場合、必要に応じて専門職員による面談を実施します。詳しくは書類配付の際にご案内します。

16 一時預かりについて

一時預かりとは、急な用事や短期のパートタイム就労により、普段保育所や認定こども園を利用していないこどもを一時的に保育所等でお預かりする制度です。1か月の利用日数に上限が設定されている場合があります。

項目	公立施設	私立施設
対象児童	津市在住の生後6か月を経過した乳児から小学校就学前のこども ※幼稚園や保育所等を利用しているこどもは利用できません。	
実施施設	「18 保育所等施設一覧」をご確認ください（15ページ）	
保育期間・時間	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）を除いた日です。 保育時間は、原則8:45～16:00です。	各保育所等によって異なりますので、利用する保育所等にてご確認ください。
利用料金	3歳以上児クラス 1日あたり2,025円 3歳未満児クラス 1日あたり2,500円	各保育所等によって異なりますので、利用する保育所等にてご確認ください。
利用方法	各保育所等に詳細を確認したうえで、事前に保育所等へお申込みください。 （市への申込み手続きは不要です）	
準備事項	利用するときの持ち物等は、事前に利用する保育所等にお問い合わせください。 【例】 着替え、おむつ、タオル、おしぼり、エプロン など	
注意事項	保育所等の空き状況や行事の都合によっては、利用をお断りすることがあります。また、申込み後でも、当日のお子さんの体調によっては利用をお断りすることがあります。	

一時預かりのサービスについては、「施設等利用給付認定」（※）を受ければ無償化の対象となる場合があります。

※施設等利用給付認定

認可外保育施設、預かり保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターなどをご利用の際、無償化給付を受けるためにはこの認定が必要です。詳しくは保育こども園課までお問い合わせください。

17 病児・病後児保育について

保護者が仕事や疾病、出産、冠婚葬祭、家族の介護などの事情により、病氣中（病児）や病氣回復期（病後児）にあるこどもの保育が家庭で困難な場合に、看護師や保育士などが専用施設で一時的にお預かりします。なお、「施設等利用給付認定」を受ければ無償化の対象となる場合があります。

(1) 概要

利用できるこども	次のすべての条件を満たすこども ①津市内に居住する生後57日目（一志病院は生後11か月）から小学6年生までのこども ②病氣中（入院治療を要しない場合に限る）や病氣回復期のこども ③保護者の仕事や疾病、出産、冠婚葬祭などの事情により、家庭での保育が困難なこども
対象疾患	感冒、感染性胃腸炎、麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜ、気管支喘息、外傷、火傷など
利用できる期間	原則として7日間。ただし医師の判断により必要と認められる場合は延長可。

(2) 実施施設と利用方法

項目	病児・病後児保育	
施設名称	津病児デイケアルーム「ひまわり」	一志病院病児・病後児保育室「みどり」
住所	大倉13-14（熱田小児科クリニック併設）	白山町南家城616（三重県立一志病院内）
電話番号	059-229-8808	059-262-0600
定員	6人	2人
開設時間	月曜日～水曜日、金曜日…8時30分～17時30分 木曜日…8時30分～11時00分（食事なし） 土曜日…8時30分～16時30分	月曜日～金曜日…8時30分～17時15分
休業日（※1）	日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月4日	土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月4日
利用料 （食事、おやつ代を含む）	1日につき2,000円。 ただし、ひとり親世帯は1日につき1,000円、生活保護世帯は無料です。また、木曜日は上記料金の半額となります。	1日につき2,000円。 ただし、ひとり親世帯は1日につき1,000円、生活保護世帯は無料です。
利用の予約 （※2）	施設に電話で空き状況を確認し、予約をしてください。WEB予約も可能です。詳しくは施設へお問い合わせください。	施設に電話で空き状況を確認し、予約をしてください。予約後、利用日の前日までにかかりつけ医師に「医師連絡票」を記入してもらい、施設へ送付してください。 ※医師連絡票は別途費用が発生する場合があります。
利用日当日 （※3）	①熱田小児科クリニックの窓口へお越しください。 ②担当医師が診察により利用・決定をします。2日目以降の利用についても同様に診察が必要です。	①病院窓口（受付）へお越しください。 ②担当医師・看護師が医師連絡票と視診により最終的な利用を決定します。
項目	病後児保育	
施設名称	津病後児保育室「HUG（はぐ）」	高田病後児保育所「ぬくみ」
住所	久居寺町1260-1（どんどこ保育園併設）	大里野田町1124-1
電話番号	059-254-6080	059-253-4880
定員	3人	3人
開設時間	月曜日～水曜日、金曜日、土曜日…8時30分～17時30分	月曜日～金曜日…8時30分～17時30分
休業日（※1）	木曜日、日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月4日	土曜日、日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月4日
利用料 （食事、おやつ代を含む）	1日につき1,500円。ただし、ひとり親世帯は1日につき750円、生活保護世帯は無料です。	
利用の予約 （※2）	施設に電話で空き状況を確認し、予約をしてください。予約後、利用日の前日もしくは当日に、かかりつけ医師に「医師連絡票」を記入してもらってください。かかりつけ医師が「病氣の回復期である」と判断した場合のみ利用できます。 ※医師連絡票は別途費用が発生する場合があります。	
利用日当日 （※3）	①施設の窓口へお越しください。 ②担当看護師が医師連絡票と視診により利用を決定します。	

※1 上記以外に臨時休業となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※2 施設ごとに事前登録が必要です。「病児・病後児保育利用登録申請書」に必要事項を記入し、利用を希望する施設で事前登録の手続きをしてください。

【登録に必要なもの】

印鑑、母子健康手帳、**登録手数料1,000円**

注：原則、事前登録が必要ですが、利用申込みと同時に登録することもできます。

※3 利用日当日、「病児・病後児保育利用申請書」に必要事項を記入・押印し、利用申し込みをしてください。こどものお迎えの際に、利用料などを施設に支払ってください。

注：利用期間中に症状が悪化した場合は、医療機関で診療を受けることがあります。その場合は保険診療による実費となります。

必要な書類や詳細については、各実施施設、保育こども園課、各総合支所市民福祉課（福祉課）にあるほか、津市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

検索⇒



18 保育所等施設一覧

保育所等の見学は年間を通じて行っております。日程や時間等について、事前に施設へ直接お問い合わせいただき、予約をしたうえでご来園ください。

各保育所等の保育内容については、津市公式ウェブサイトに掲載しております。



(1) 公立保育所

○は一時預かり事業実施施設です。一時預かり保育専任の職員を配置しています。

△は施設の利用可能人数に余裕があれば、お預かりします。

地域	保育施設名	所在地	電話	利用 定員	クラス 年齢	開所時間	延長保育	一時 預かり
津	栗真保育園	栗真小川町 274	059-232-3218	50	0～5 歳	7:30～18:00		
	立誠保育園	島崎町 137-130	059-228-6342	90	0～5 歳	7:30～18:00		
	観音寺保育園	観音寺町 604-74	059-227-5910	85	0～5 歳	7:30～18:00		
	相愛保育園	相生町 77	059-228-2062	45	0～5 歳	7:30～18:00		
	高洲保育園	高洲町 12-31	059-225-3157	45	0～5 歳	7:30～18:00		
	中央保育園	中央 8-8	059-226-4120	120	0～5 歳	7:30～18:00		△
	乙部保育園	寿町 12-5	059-226-0115	50	0～5 歳	7:30～18:00		
	橋南保育園	船頭町津興 1691	059-228-6344	90	0～5 歳	7:30～18:00		
	雲出保育園	雲出本郷町 1165	059-234-3940	94	0～5 歳	7:30～18:00		
久居	北口保育園	久居北口町 554	059-255-4566	150	0～5 歳	7:30～18:00	～19:00	△
	野村保育園	久居野村町 568-4	059-256-0303	120	0～5 歳	7:30～18:00	～19:00	△
	ひとみね保育園	久居一色町 934	059-252-0854	130	0～5 歳	7:30～18:00	～19:00	△
	こべき保育園	久居元町 2314-17	059-256-3331	135	0～5 歳	7:30～18:00	～19:00	△
	北部保育園	久居北口町 859-3	059-256-3679	70	0～5 歳	7:30～18:00	～19:00	△
河芸	千里ヶ丘保育園	河芸町千里ヶ丘 15-1	059-245-0098	80	0～5 歳	7:30～18:00		
安濃	安濃保育園	安濃町曾根 710-2	059-268-2761	170	0～5 歳	7:30～18:00	～19:00	△
一志	川合保育園	一志町八太 1017-1	059-293-1633	150	0～5 歳	7:30～18:00		
美杉	八知保育園	美杉町八知 5516-1	059-272-0224	45	0～5 歳	7:30～18:00		△

(2) 公立認定こども園

地域	保育施設名	所在地	電話	利用 定員	クラス 年齢	開所時間	延長保育	一時 預かり
津	津みどりの森こども園	神戸 332-1	059-226-0204	150	0～5 歳	7:30～18:00	～19:00	△
河芸	河芸こども園	河芸町上野 3130	059-245-1167	73	0～5 歳	7:30～18:00	～19:00	△
芸濃	芸濃こども園	芸濃町棕本 6148	059-265-2027	180	0～5 歳	7:30～18:00	～19:00	△
香良洲	香良洲浜っ子幼児園	香良洲町 5722	059-292-2511	147	0～5 歳	7:30～18:00	～19:00	△
一志	一志こども園	一志町高野 1451	059-293-0024	185	0～5 歳	7:30～18:00	～19:00	△
白山	白山こども園	白山町南出 493	059-264-0080	195	0～5 歳	7:30～18:00	～19:00	△

(3) 私立保育所

私立保育所、私立認定こども園、私立地域型保育施設については、月々の利用者負担額または給食費以外に、施設によっては、費用（制服代や教材費等）がかかる場合があります。

詳細については、事前に施設へご確認ください。

（津市公式ウェブサイトにも一部情報がありますが、最新情報については事前に施設へご確認ください。）

地域	保育施設名	所在地	電話	利用 定員	クラス 年齢	開所時間	延長保育	一時 預かり
津	白塚愛児園	白塚町 5334	059-232-3214	118	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
	津愛児園	桜橋三丁目 45-1	059-226-0117	130	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	○
	三重保育園	柳山津興 3310	059-228-4406	106	3～5 歳	7:15～18:15	～19:15	
	三重保育園乳児保 育所	柳山津興 3310-1	059-228-4406	100	0～2 歳	7:15～18:15	～19:15	
	つ保育園	藤方 2670	059-225-5255	100	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
	泉ヶ丘保育園	野田 21-817	059-237-1655	90	0～5 歳	7:30～18:00		
	大里保育園	大里睦合町 609-1	059-232-1522	100	0～5 歳	7:30～18:30		
	公園西保育園	長岡町 9-3	059-224-0150	120	0～5 歳	7:30～18:00		
	豊野保育園	一身田豊野 1979-1	059-231-1364	110	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	○
	志登茂保育園	一身田平野 361-1	059-231-1854	70	0～5 歳	7:30～18:30		△
	上浜保育園	一身田中野 423-1	059-264-7592	90	0～5 歳	7:30～18:00		
	はなこま保育園	高茶屋小森町 4159	059-235-5665	70	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	△
	第二はなこま保育園	高茶屋小森上野町 778	059-238-1616	180	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	○
	大川乳幼児保育園	大谷町 240	080-9370-5783	30	0～2 歳	7:30～18:30		
河芸	さくら保育園	河芸町影重 1140-1	059-245-1163	70	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
美里	あいえお保育園	美里町五百野 1617- 1	059-279-2009	38	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	△

(4) 私立認定こども園

地域	保育施設名	所在地	電話	利用 定員	クラス 年齢	開所時間	延長保育	一時 預かり
津	藤認定こども園	豊が丘二丁目 57-5	059-271-6970	150	0～5 歳	7:30～18:00		
	認定こども園 こどもの杜ゆたか園	一身田上津部田 1715-1	059-236-6100	120	0～5 歳	7:00～18:00	～20:00	○
	津カトリックこども園	西丸之内 18-21	059-227-2512	100	0～5 歳	7:30～18:00		
	ぼだいじこども園	南中央 10-18	059-228-7473	130	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
	認定子供園 清泉幼稚園	南丸之内 9-12	059-228-5341	72	0～5 歳	7:30～18:00		

	保育施設名	所在地	電話	利用 定員	クラス 年齢	開所時間	延長保育	一時 預かり
津	ルーテル二葉認定こども園	南が丘一丁目 17	059-226-9945	64	0～5 歳	7:30～18:00		
	藤水認定こども園	藤方 1531	059-225-1501	110	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
	風の子認定こども園	雲出島貫町 1735-5	059-238-0355	96	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
	津こども園	南河路 246	059-228-8897	124	0～5 歳	7:30～18:00		
	高田保育園	一身田町 280	059-232-2075	160	0～5 歳	7:00～18:00	～20:00	
	ふたば幼稚園 (土曜保育はありません)	白塚町 3647-1	059-232-3228	20	1～5 歳	7:30～18:00		
	風の音認定こども園	高茶屋 4 丁目 37-60	059-253-1305	110	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
	幼保連携型認定こども園 清泉愛育園 ※令和 9 年 4 月から	新町一丁目 8-13	059-228-6380	90	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
	片田保育園 ※令和 9 年 4 月から	片田志袋町 384	059-237-0585	84	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
	幼保連携型認定こども園 清泉ひかり愛育園 ※令和 9 年 4 月から	半田 1442-1	059-226-8085	110	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
久居	NOBENO こども園	久居井戸山町 860-2	059-269-5500	109	0～5 歳	7:30～18:00		
	風の丘認定こども園	戸木町 4607	059-253-7708	90	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
	幼保連携型認定こども園 すぎのご保育園	久居中町 336-4	059-255-5100	102	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
	ぼだいじ IRORI 園	久居藤ヶ丘町 2598-4	059-253-2086	90	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
	認定こども園 久居保育園	久居西鷹跡町 365-11	059-259-0080	138	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
	のべの幼稚園 (土曜保育はありません)	久居二ノ町 1855	059-255-4316	126	0～5 歳	7:30～18:00		
河芸	認定こども園 杜の街ゆたか園	河芸町杜の街一丁目 1-3	059-244-1166	100	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	
	認定こども園 みらいの森ゆたか園	河芸町三行 989	059-244-1515	80	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	○
	ゆたか認定こども園	河芸町浜田 923-1	059-245-1128	117	0～5 歳	7:00～18:00	～19:00	

(5) 私立地域型保育事業

地域	保育施設名	所在地	電話	利用 定員	クラス 年齢	開所時間	延長保育	一時 預かり
久居	どんどこ保育園	久居寺町 1260-1	059-254-6080	19	0～2 歳	7:30～18:30		
	三重中央医療センタ ー ひまわり保育所	久居明神町 2158-5	059-254-5013	28	0～2 歳	7:30～18:00		

19 よくある質問

事 項	問	答
利用 申 込 み に つ い て	申込みは郵送でも出来ますか？	郵送でも可能ですが、書類不足や不備がある場合は受理できません。また、面接は、聞き取りをしながら保育が必要な事情やお子さまの健康状態等を確認させていただくため、直接お子さまと一緒にお願いする必要があります。
	申込みは先着順ですか？申込みが早いほうが保育所等に入園しやすいのでしょうか？	申込みは先着順ではありませんので、利用調整の優先順位に影響はありません。ただし、書類不足や不備があると申込みができず、書類等をお返しする場合があります。期日に余裕を持ってお申込みください。
	調整点数はどのように決まるのですか？	申請書類等の内容を確認し、津市の規則に基づき調整点数が決まります。利用調整基準（基本点数表及び調整指数表）は津市公式ウェブサイトにて公開しています。
	申込みをした後に希望園の変更はできますか？	申込み後も利用申込みの締切日（各月の利用調整の締切日）までであれば、希望園の変更は可能です。希望園の変更はご本人確認の上、電話でも承っています。
	保育所等の空き状況を知りたいのですが、どこに聞けばいいですか？	直近の利用調整終了後の空き状況について、津市公式ウェブサイトにて公開しています。最新情報はそちらをご確認ください。（あくまで参考情報であり、次回利用調整時の空き状況を保証するものではありません。）
	どこの保育所等でも希望することができますか？何園まで希望できますか？また、空きがない保育所等に申込みはできますか？	送迎できる範囲内であれば、どこの保育所等でも希望することができます。また、希望する園の数に制限はありません。たくさん希望を書いた場合でも第1希望から順に調整しますので、不利になることはありません。
	1園のみの希望です。申込書の希望保育所等欄に1園しか記入しなくても良いですか？	1園のみの記入でも構いません。ただし、保育所等利用申込書の「希望保育所等」欄に記入されていない保育所等については、利用調整を行いません。ご希望の期日から保育所等の利用が必要である場合は、できるだけ多くの保育所等を記入されることをお勧めします。

	1号認定を受けてこども園を利用する内定をもらっています。同じこども園の2号認定の利用申込みはできますか？	希望するこども園によって異なります。公立認定こども園は併願ができませんので内定を辞退した上で、2号認定の申込みをすることができます。ただし、2号認定の申込みをした後、1号認定の2次募集に応募することは可能です。私立認定こども園については、施設へ直接ご確認ください。
	出生前のこどもについて、申込みができますか？	できません。出生届を提出してから申込みをしてください。
	津市外に住民登録があっても申込みができますか？	津市に転入予定であれば可能です。ただし、保育所等に入園するまでに津市に住民登録が必要です。転入できない場合、入園が取消しになりますのでご注意ください。
	保育所等の見学をしたいのですが、どのように行えば良いですか？保育所等の見学をしないと申込みもできないのでしょうか？	保育所等の見学を希望される場合、直接施設の方へ連絡をお願いします。（15～18ページの保育所等施設一覧を参照ください。） 見学をしなくても、保育所等の申込みは可能です。利用調整の結果にも影響はありません。
利用者負担額について	2・3号認定を受け、保育を利用しようと考えています。公立保育所・私立保育所・認定こども園・地域型保育事業で利用者負担額の違いはありますか？	ありません。ただし、保育所等によって、入園料、制服代等の上乗せ徴収や実費徴収がありますので、各保育所等にご確認ください。
	年度途中で年齢が変わった場合、利用者負担額は変更になりますか？	年齢による年度途中の変更はありません。4月1日時点のこどもの年齢に応じて設定しています。 ※算定する市区町村民税所得割額の切り替えにより、9月分から変更になる場合があります。
	欠席した場合、利用者負担額（保育料）は日割り計算されますか？	自己都合での欠席による利用者負担額（保育料）の日割り計算は行っていません。ただし、医師の意見書により当該月の保育日数の3分の2以上登園できなかったことが確認できる場合は、利用者負担額を再算定します。詳しくは、保育こども園課までご相談ください。
	祖父母等の親族と同居していますが、利用者負担額はどうなりますか？	原則として保護者（父母）の市区町村民税所得割額の合計で算定します。ただし、父母の収入が少なく同居（同じ敷地内を含む。）の祖父母が生計中心者である場合や祖父母の経営する事業に父母が従事（専従）している場合は、祖父母も算定対象に含めることがあります。
	兄弟がすでに在籍している場合、口座振替の手続きは必要ですか？	必要です。口座引き落としについては児童ごとに行いますので、指定金融機関にて手続きをお願いします。
	保育料が無償化されたと聞きましたが、何も支払う必要がないのでしょうか？	小学校就学前3年間のすべてのこどもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳のこどもの利用者負担額（保育料）が無償となりました。これまでどおり実費を負担いただ

		くことになる給食費や通園送迎費、教材費などの金額は施設によって異なります。また実費の中には世帯の収入などにより免除されるものもあります。詳しくは保育こども園課までお問い合わせください。
保 育 所 利 用 後	保育所等に入園した後、別の園に変更（転園）をすることはできますか？	転所（転園）申請をすれば、毎年１回、４月１日から転所（転園）の可否に係る利用調整を受けることができます。調整ができれば転園していただけますが、調整ができなければ、現状利用中の施設を継続して利用いただくことになります。申請時期や方法については、例年、利用施設を介して９月頃にご案内しています。 なお、きょうだいが別々の施設を利用している場合、又は、保育所等利用後の転居・転職により、現状利用している保育所等の利用が困難になった場合は年度途中でも転所（転園）申請が可能です。 申請時期や方法については、保育こども園課までお問い合わせください。

20 申請書記入例

第1号様式(第3条関係)

こども1人につき1枚必要

子どものための教育・保育給付認定申請書

(宛先) 津市長

514-8611

保護者住所 津市西丸之内23番1号

保護者氏名 津市 太郎

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

携帯や自宅など連絡のつきやすい番号をご記入ください。

令和 8 年 10 月 / 日

電話① 090-****-****

着信先(O印):父(母)自宅・他()

電話② 059-***-****

着信先(O印):父·母·(自宅)·他(

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定を申請します。

	氏 名	続柄	生 年 月 日	性 別
申請に係る小学校 就学前子ども	(フリガナ) ツシ ジロウ 津市 次郎	子	令和5年 10月 15日	男・女
	(個人番号) 012345678901			
保育の希望の有無 有又は無に○を付けて ください。	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望 (幼稚園等と併願の場合を除く。)		
	無	幼稚園等の利用を希望 (保育所等と併願の場合を除く。)		

次の①から③について、記入してください。保護者名は、上記保護者と同じ。保護者で記入してください。

①世帯の状況 ※申請に係る小学校就学

保護者名は、上記保護者と同一保護者で記入

氏 名		生年月日	個人番号	勤務先(学校等)
保護者	フリガナ ツシ タロウ 津市 太郎	父 昭和58年 9月 30日	123456789012	津市役所
	津市 花子	母 昭和61年 1月 24日	234567890123	(株)〇〇商店
世帯員	津市 一郎	兄 令和2年 5月 19日		△△小学校
	津市 和夫	祖父 昭和32年 7月 27日		〇〇商会(株)

利用者負担額(保育料)の算定対象者(原則父母)のみ個人番号を記入

期限が限られる場合(出産など)はその期間を、そうでない場合は卒園予定年度末を記入

年 月 日

②利用を希望する期間、希望す
利用を希望する期間

令和 9 年 4 月 1 日から

令和 12 年 3月 31日まで

生活保護の受給

受けている・(受けていない

児童扶養手当の受給

受給している(受給していない)

利用を希望する施設等にレ点を入れてください。

☐幼稚園(満3歳～5歳児)

☒認定こども園(0歳児～5歳児)☒ 保育所(0歳児～5歳児)

☐地域型保育(小規模保育・事業所内保育等)
(0歳児～2歳児)

裏面④・⑤も
ご記入ください。

③税情報などの提供に当たっての署名欄

教育・保育給付認定等の審査に必要な範囲で、私の家族構成、家族の就労状況、住民税
決定した施設等の利用者負担額及び食事の提供に要する費用の支払の免除に関する事
に同意します。

自署でない場合は、押印が必要
です。（スタンプ印不可）

また、申請書及び添付書類に記載した事項について、内容が事実と異なる場合又は虚偽の場合も異議はありません。

なお、年度途中において市町村民税の税額に相違が生じた場合、遡って利用等負担額を変更されることに同意します。

100% (100%)

保護者氏名 津市 太郎

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

自署でない場合は、押印が必要です。（スタンプ印不可）

情報に基づき
付して提示す

津

④保育の利用を必要とする理由等 ※保育の利用を希望される場合のみ記入してください。

保育の利用を必要とする理由 (該当する箇所に レ点を入れてくだ さい)	続柄 父	必要とする理由 ☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他()
	続柄 母	必要とする理由 ☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他()
希望する 利用時間	利用曜日	利用時間
	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土 ☒ 保育標準時間 ☐ 保育短時間	8時00分から18時30分まで 1～2ページでご確認ください。

⑤前年の1月1日現在の保護者の住所(9～12月に申請する場合は当年1月1日現在の保護者の住所)

父 ☒ 津市 ☐ ()	母 ☒ 津市 ☐ ()
---	---

※市記入欄

添付書類の有無 (該当する□)

(1)事由について

☐就労を証する書類(父:就労証明書・就労中台書 母:就労証明書・就労中台書)

☐出産を証する書類(妊産婦医療受給者証 ・ 母子健康手帳の写し)

☐診断書(父 ・ 母) ☐介護・看護に係る申立書(父 ・ 母)→☐要介護者の診断書(分)

☐就学を証する書類(父()・母()) ☐求職誓約書(父 ・ 母)

(2)税書類について

☐所得・課税証明書(父 ・ 母) ☐公簿で確認できるため必要なし(父 ・ 母)

☐その他添付書類()

※市記入欄

支給認定証番号	認定区分等	提出	番号確認		本人確認		代理権確認	
	1号 ・ 2号 ・ 3号 (標 ・ 短)	本・代	済	未	済	未	済	未
		確認日	提示 ・ 添付 端末(本庁)		提示 ・ 添付 その他(本庁) 通知(本庁)		提示 ・ 添付 その他(本庁)	
認定(利用)期間		添付書類保存場所	確認印	備考				
自 年 月 日		年 園児台帳						
至 年 月 日								

※施設記入欄(施設を経由して津市に提出する場合、施設担当で記入してください。)

施設受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	(事業所番号:)
担当者氏名・連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約 ・ 内定【 年 月 日契約(内定)】) ・ 無
備 考	

第1号様式(第2条、第6条関係)

保育所等利用申込書

(宛先) 津市社会福祉事務所長

令和8年10月18日

保護者名は、教育・
保育給付認定保護者
と同一保護者でご記
入ください。

保護者住所

〒514-8611
津市西丸之内23-1

電話① 090-****-****

着信先(〇印):父・母・自宅・他()

保護者氏名

津市 太郎

電話② 059-****-****

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

保育所等の利用について、次のとおり申込みます。

携帯や自宅など連絡のつきやすい番号を
ご記入ください。

申込児童				認定証番号	利用を希望する保育所等
氏名	生年月日	年齢	性別		
(フリガナ) ツシ ジロウ 津市 次郎	令和5年 10月15日	3	男・女		第1希望 ○○保育園 第2希望 ○×保育園 第3希望 ××保育園 第4希望 ○△保育園 第5希望 △△保育園 第6希望 ×△保育園 第7希望 □☆保育園 第8希望 ☆☆保育園
令和9年4月1日現在の年齢を記入してください。				すでに認定を受けている 場合はご記入ください。	
(フリガナ)	月 日				
(フリガナ)	月	期限が限られる場合(出産など)はその期間 を、そうでない場合は年度末を記入してくだ さい。			
利用を申し込む期間					
令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 10 年 3 月 31日まで					

※利用調整を希望する保育所

私は、申込児童の保育所等の利用について、上記に記載した保育所等以外には
また、記載した保育所等については、やむを得ない事情のある場合を除き利用することとさせていただきます。

自署でない場合は、押印が必要です。
(スタンプ印不可)

保護者氏名 津市 太郎

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

氏名	児童との続柄	生年月日	勤務先(学校等)	身体状況	
津市 太郎	父	昭和58年 9月 30日	津市役所	良好	
津市 花子	母	昭和61年 1月 24日	(株)○○商店	良好	
津市 一郎	兄	令和2年 5月 19日	△△小学校	良好	
津市 和夫	祖父	昭和32年 7月 27日	○○商会(株)	良好	
		.			
		.			
生活保護	受けていない ・ 受けている (年 月 日保護開始)				
児童扶養手当	受給していない ・ 受給している (年 月 認定 ・ 申請中)				
地域型保育事業	利用していない ・ 利用している (年 月卒園予定)				
保育の利用を必要とする理由等					
保育の利用を必要とする理由(該当する箇所にし点を 入れてください。)	続柄 父	必要とする理由 ☑就労 ☐妊娠・出産 ☐疾病・障害 ☐介護等 ☐災害復旧 ☐求職活動 ☐就学 ☐その他()			
	続柄 母	必要とする理由 ☑就労 ☐妊娠・出産 ☐疾病・障害 ☐介護等 ☐災害復旧 ☐求職活動 ☐就学 ☐その他()			
育児休業の延長の可否		☐ 可能 ☑ 不可能 (裏面も記入してください。)			

(裏)

希望する 利用時間	利用曜日	利用時間
	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 土	8時00分から18時30分まで
	☒ 保育標準時間 ☐ 保育短時間	

1～2ページでご確認ください。

①送迎について※該当する箇所にレ点を入れてください。

主な送迎方法	主に送迎する人
☐ 徒歩 ☒ 車 ☐ 自転車 ☐ その他()	☐ 父 ☒ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ その他()

②祖父母の状況

父方	祖父 (66歳)	☒ 同居 ☐ 離別 ☐ 死別 ☐ 別居(住所)	☒ 被雇用 ☐ 自営 ☐ 農業 ☐ 内職 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 障害 ☐ その他()
	祖母 (歳)	☐ 同居 ☐ 離別 ☒ 死別 ☐ 別居(住所)	☐ 被雇用 ☐ 自営 ☐ 農業 ☐ 内職 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 障害 ☐ その他()
母方	祖父 (66歳)	☐ 同居 ☐ 離別 ☐ 死別 ☒ 別居(住所 ○○市××町△丁目123)	☐ 被雇用 ☒ 自営 ☐ 農業 ☐ 内職 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 障害 ☐ その他()
	祖母 (68歳)	☐ 同居 ☐ 離別 ☐ 死別 ☒ 別居(住所 ○○市××町△丁目123)	☐ 被雇用 ☐ 自営 ☐ 農業 ☐ 内職 ☒ 無職 ☐ 疾病 ☐ 障害 ☐ その他()

③優先利用申請

下記の項目に該当する場合は□にレ点をしてください。また、項目に応じて別途添付書類が必要です。

☐①申込児童の保護者が単身で、保護者以外18歳以上の大人が同居していないひとり親世帯である。

☐②「①」以外のひとり親世帯である。

☐③保護者が就労中(就労予定を含む。)の生活保護受給世帯である。

☐④生計中心者が過去1年以内の間に失業し、かつ、その配偶者が住民税非課税である。

☐⑤申込児童が身体障害者手帳、療育手帳(A・B)又は精神障害者保健福祉手帳を交付されている。

☒⑥保護者が産後休暇又は法律に基づく育児休業から復帰する。

(復帰した日・復帰予定日 令和 9年 4月 1日)

☐⑦保護者が保育所等で就労中(就労予定(育児休業から復帰する場合を含む。)を含む。)である。

添付書類

上記①②: 児童扶養手当受給証明書、遺族年金証書、ひとり親世帯等医療費受給者証の写し又は保護者が単身で子育てをしていることが証明できる書類

上記③: 生活保護受給証明書

上記④: 生計中心者の離職票、退職証明書、退職辞令の写し
配偶者の住民税課税証明書(ただし、本市の区域内に住所を有する者で公簿により確認できる場合は免除)

上記⑤: 申込児童の療育手帳(A・B)又は身体障害者手帳の写し

上記⑥: 育児休業給付金決定通知書若しくは育児休業給付金が振り込まれたことが分かるもの又は育児休業の取得が確認できる辞令等の写し

上記⑦: 保育士等優先入所に関する誓約書

優先利用での申請の場合、添付書類が必要です。添付書類が確認できない場合は、優先利用できません。
必ず添付書類をご確認ください。